

平成十四年六月二十一日受領
答 弁 第 九 五 号

内閣衆質一五四第九五号

平成十四年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員岩國哲人君提出武力攻撃事態におけるわが国の平和および安全確保関連法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出武力攻撃事態におけるわが国の平和および安全確保関連法案に関する質問
に対する答弁書

現在国会において審議されている武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案については、その内容について米側に対して随時適切な資料を用いて説明を行ってきているが、先般の議員からの問い合わせに対して回答したとおり、これまで当該法律案の英訳を用いて米側に説明をしたことはない。

また、お尋ねの慣行がいかなることを意味するのか明らかではないが、政府としては、米側に対して何らかの説明を行うに当たり法律案の英訳が必要であると考える場合には、これを用意して説明することとしている。